

市職員などの採用試験

■佐野市職員試験委員会（人事課内） ☎(20)3057

市職員、佐野地区広域消防組合職員の採用試験を次のとおり行います。

- ◎**申込受付期間** 郵送または、直接お申し込みください
 - ・7月30日(月)～8月6日(月)午前8時30分～午後5時（閉庁日および昼休み時間を除く）
 - ・郵送の場合は、8月3日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます
 - ・受付場所は、南仮庁舎1階（亀井町2658-1）です
 - ※試験区分「建築」については、申込受付期間が異なります（下表参照）

◎**試験日・会場**

- ・第1次試験 9月16日(日)＜教養試験＞（試験区分「建築」は実施しません）
勤労者会館（浅沼町796）ほかの施設で行います
詳しい試験会場などについては、後日お送りする受験票でご確認ください
- ・第2次試験 10月下旬～11月上旬（予定）＜適性検査、小論文、口述試験＞
（消防士については、健康診断・体力測定も実施します）
佐野市中央公民館（金井上町2519）で行います。日程などは、第1次試験合格者に文書で通知します

◎**試験案内・受験申込書配布場所**

- ・南仮庁舎玄関（亀井町2658-1）、東仮庁舎事務棟玄関（浅沼町798）、田沼行政センター（田沼町974-1 田沼庁舎本館1階）、葛生行政センター（あくと町3084葛生あくと保健センター事務室）
- ・市ホームページ (<http://www.city.sano.lg.jp/>) からダウンロードもできます

◎**佐野市職員試験区分・受験資格など**

試験区分	採用予定人員	性別	受 験 資 格
一般事務	13名程度	不問	昭和59年4月2日以降、平成7年4月1日までに生まれた方で、高校卒（平成25年3月末日までに卒業見込の方を含む）以上の学力を有する方
一般事務 （身体障がい者対象）	若干名		次のすべての要件を満たす方 ・昭和47年4月2日以降、平成7年4月1日までに生まれた方で、高校卒（平成25年3月末日までに卒業見込の方を含む）以上の学力を有する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な方 ・活字印刷文による出題に対応できる方
保育士	4名程度		昭和59年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方、および平成25年3月末日までに当該資格を取得見込の方
保健師	若干名		昭和59年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、および平成24年度の国家試験で当該免許を取得見込の方
土 木	若干名		昭和61年4月2日以降、平成7年4月1日までに生まれた方で、高校、または大学などで土木課程を履修して卒業した方、および平成25年3月末日までに卒業見込の方
(社会人枠) 建 築	若干名	不問	次のすべての要件を満たす方 ・昭和38年4月2日以降、昭和48年4月1日までに生まれた方 ・建築基準適合判定資格者または一級建築士の免許を有する方 ・民間企業等における建築設計関係の実務経験が15年以上ある方
※申込期間などは次のとおりです ・7月30日(月)～9月26日(水)午前8時30分～午後5時（閉庁日および昼休み時間を除く） ・郵送の場合は、9月25日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます ・受付場所は、南仮庁舎1階、または2階の人事課内（亀井町2658-1）です			

◎**佐野地区広域消防組合職員試験区分・受験資格など**

試験区分	採用予定人員	性別	受 験 資 格
消防士	4名程度	不問	昭和59年4月2日以降、平成7年4月1日までに生まれた方で、高校卒（平成25年3月末日までに卒業見込の方を含む）以上の学力を有する方

◎**採用の時期** 平成25年4月1日採用予定

がんばる中小企業を 応援します！



佐野ブランドキャラクター
さのまる

<企業支援対策事業>

市では、企業支援対策事業として、次の事業に取り組んでいますのでお気軽にご相談ください。

1. 地場産業各種展示会等出展支援事業

- ▶補助対象の事業所 地場産業製品の展示商談会に参加し、産地および製品のイメージアップと販路拡大、営業シェア拡大を図ることを目的として、参加する製造業者または団体
- 【補助金額】 展示会などの出展料または小間代相当額、展示装飾費、輸送費など。ただし、同一補助事業者に対し1年度内について25万円限度

2. 産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）取得支援事業

- 【補助金額】 対象経費の40/100以内限度額40万円。同一技術などを国内、国外双方に出願する場合は別件とする。
- ※市税に未納のないことが条件です

3. 中小企業退職金共済制度加入促進事業

- 【補助金額】 新規加入従業員（被共済者）1人につき補助期間を1年を限度として月額600円

4. 経営相談員設置事業

経営相談員2人が市内の事業所を訪問し、事業所向けの制度案内や融資制度などについての紹介、簡単な相談に応じます。

■問合せ

- 1～4 商工課鉦工業振興係 ☎(61)1192
5～6 商工課商業振興係 ☎(27)3013

5. 中小企業者向け融資制度の拡大

- ①経営安定資金
- ▶融資対象者 市内で1年以上同一事業を営む中小企業者
- ▶資金使途 商品、原材料の仕入、買掛金の支払、手形決済など営業のために必要な運転資金
- ▶融資額 2,000万円以内
- ▶融資期間 および利率 3年以内/1.5%、
5年以内/1.8%、
7年以内/2.1%

②信用保証料の補助

- ▶対象者 佐野市制度融資を利用する中小企業者（一部除外制度あり）
- ▶保証料 市が全額負担（融資金額1,000万円まで）

③融資期間の延長

- ▶対象者 市制度融資の利用者で、融資の返済に支障を生じている、または生ずるおそれのある中小企業者
- ▶内容 最大5年の融資期間を延長可

④佐野市制度融資の借換が可能

同額借換、増額借換いずれも可能です。

※市税に未納のないことの証明書が必要です

6. 中小企業倒産防止共済制度加入促進事業

- ▶補助対象の事業所 中小企業倒産防止共済法に基づき中小企業基盤整備機構と新たに共済契約を締結した事業所
- 【補助金額】 月額8万円を限度として積み立てた掛金の12カ月分の100分の20